

○総務省告示第 号

昭和六十二年郵政省告示第七十三号（情報通信ネットワーク安全・信頼性基準）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

各 出 発

[第1～第5 略]

[別表第1 略]

別表第2 管理基準

項 目	対 策	実施指針				
		電 気 通 信 回 線 設 備 事 業 用 ネット ワ ーク	特 定 回 線 非 設 置 事 業 用 ネット ワ ーク	そ の 他 の 電 気 通 信 事 業 用 ネット ワ ーク	自 営 情 報 通 信 ネット ワ ーク	ユ ー ザ ネット ワ ーク

[第1.・第2. 略]

第3. 方法

1. 平常時の取組

[(1) 略]

(2) 教 育・ 訓 練	ア 電気通信主任技術者、広報担当者その他の従事者（事業用電気通信設備の設計、工事、維持又は運用を委託する場合は、当該委託先の従業者を含む。以下「従事者等」という。）の教育及び訓練を実施すること。	◎	◎	◎*	◎*	◎*
	イ 従事者等への教育・訓練に関する計画の策定及び実施を行う体制を明確にすること。	◎	◎	◎	◎*	◎*
	エ 教育・訓練の目的を明確にするとともに、終了後の実施効果により計画の修正を行うこと。	◎	◎	◎	◎*	◎*

各 出 発

[第1～第5 同左]

[別表第1 同左]

別表第2 管理基準

項 目	対 策	実施指針				
		電 気 通 信 回 線 設 備 事 業 用 ネット ワ ーク	特 定 回 線 非 設 置 事 業 用 ネット ワ ーク	そ の 他 の 電 気 通 信 事 業 用 ネット ワ ーク	自 営 情 報 通 信 ネット ワ ーク	ユ ー ザ ネット ワ ーク

[第1.・第2. 同左]

第3. 方法

1. 平常時の取組

[(1) 同左]

(2) 教 育・ 訓 練	ア 教育・訓練に関する計画の策定及び実施を行う体制を明確にすること。	◎	◎	◎	◎*	◎*
	イ 教育・訓練の目的を明確にするとともに、終了後の実施効果により計画の修正を行うこと。	◎	◎	◎	◎*	◎*

エ 情報通信ネットワークの円滑な運用に必要な知識及び判断能力を養うための教育・訓練を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎*
オ データ投入等における信頼性の高い作業能力を養うための教育・訓練を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎
カ 設備の保全に関する知識を養うための教育・訓練を行うこと。	◎	◎	◎	◎*	◎*
キ 防災に関する教育・訓練を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎
ク 防犯に関する教育・訓練を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎
ケ 情報セキュリティに関する教育・訓練を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎
コ 電気通信設備の工事、維持・運用に関する事項の監督に関する講習を実施すること。	◎	◎	○	○	○
サ 電気通信設備の工事、維持・運用に係る作業の教育及び訓練を実施すること。	◎	◎	◎*	◎*	◎*
シ 応急復旧措置に係る訓練を実施すること。	◎	◎	◎*	◎*	◎*
ス 広報含む社内関連部署間の連携訓練、全社一斉訓練、シナリオを共有しない訓練を実施すること。	○	○	○	○	○
セ 自社及び運営委託会社等を含め、工事、維持・運用等に従事する全ての従事者等を対象に、毎年訓練を実施すること。	○	○	○	○	○

ウ 情報通信ネットワークの円滑な運用に必要な知識及び判断能力を養うための教育・訓練を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎*
エ データ投入等における信頼性の高い作業能力を養うための教育・訓練を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎
オ 設備の保全に関する知識を養うための教育・訓練を行うこと。	◎	◎	◎	◎*	◎*
カ 防災に関する教育・訓練を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎
キ 防犯に関する教育・訓練を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎
ク 情報セキュリティに関する教育・訓練を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎
ケ 電気通信設備の工事、維持・運用に関する事項の監督に関する講習を実施すること。	◎	◎	○	○	○

ソ	電気通信設備の損壊又は故障等の発生リスクに係る調査等により判明した各リスクに対して復旧措置等の訓練を実施すること。	○	○	○	○	○
---	-----------------------------------------------------------	---	---	---	---	---

[(3)~(4)] 略

(5) 維持・運用	[ア~ス] 略					
	セ データ投入等における高い信頼性が求められる作業において、容易に誤りが混入しないよう措置を講ずること。	◎	◎	◎	○	○
	ソ データを蓄積する機能を有する設備については、メモリ領域の状況等の定期的な監視・点検を実施すること。	○	○	○	○	○

[(6)~(11)] 略

(12) 現状の調査・分析・改善	[ア~エ] 略					
	オ 情報通信ネットワークの維持及び運用に関して、現状の調査・分析結果を、必要に応じ、教育・訓練計画に反映させること。	◎	◎	◎	◎*	◎*
	ア 情報通信ネットワークの設計、工事、維持及び運用に従事する者によるヒューマンエラーを防止するための対策を行うこと。	◎	◎	◎*	◎*	◎*
(13) ヒューマンエラー防策	イ 情報通信ネットワークの設計、工事、維持及び運用に係る作業についてシステムの導入や手続の自動化を図ること。	○	○	○	○	○
	ウ 情報通信ネットワークの設計、工事、維持及び運用に係る各作業を複数の担当者確認	○	○	○	○	○

--	--	--	--	--	--

[(3)~(4)] 同左

(5) 維持・運用	[ア~ス] 同左					
	セ データ投入等における高い信頼性が求められる作業において、容易に誤りが混入しないよう措置を講ずること。	◎	◎	◎	○	○

[(6)~(11)] 同左

(12) 現状の調査・分析・改善	[ア~エ] 同左					
	オ 情報通信ネットワークの維持及び運用に関して、現状の調査・分析結果を、必要に応じ、教育・訓練計画に反映させること。	◎	◎	◎	◎*	◎*

[(1) 略]						
(2) 情報提供	[ア～カ 略]					
	キ 仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者に対してサービスを提供している場合は、迅速に障害情報を通知すること。	◎	◎	◎	-	-
	ク 利用者への周知・広報に関する国のガイドライン等を踏まえた取組を行うこと。	◎	◎	○	-	-
3. 事故収束後						
再発防止策	[ア～オ 略]					
	カ 必要に応じて、再発防止策を管理規程に適宜反映すること。	◎	◎	-	-	-
第4. 点検及び見直し						
1. 経営の責任者による点検等						
(1) 管理規程の遵守状況の点検及び評価	経営の責任者により、一年に一回以上、管理規程の遵守状況に係る点検及び評価（設備の設計、工事、維持又は運用を委託する場合にあつては、委託先の当該管理規程の遵守状況に係る点検及び評価を含む。）を実施すること。	◎	◎	-	-	-
(2) 経営資源の点検、評価及び見直し	経営の責任者により、一年に一回以上、人材、設備、資金、組織その他の経営資源が十分であることについて点検及び評価並びに経営資源の配分の見直しを行うこと。	◎	◎	○	○	○

[(1) 同左]						
(2) 情報提供	[ア～カ 同左]					
	キ 仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者に対してサービスを提供している場合は、迅速に障害情報を通知すること。	◎	◎	◎	-	-
3. 事故収束後						
再発防止策	[ア～オ 同左]					
	カ 必要に応じて、再発防止策を管理規程に適宜反映すること。	◎	◎	-	-	-

[注 略]

[別表第3・別表第4 略]

[注 同左]

[別表第3・別表第4 同左]

備考 表中の [] の記載は注記による。

附 則

この告示は、令和●●年●●月●●日から施行する。